

令和5年9月13日

地区環境衛生組合長（区長）各位

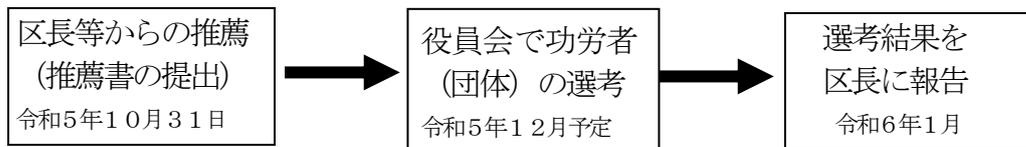
大木町環境衛生協議会  
会長 東 一人

## 生活環境向上優良事例功労者の推薦について

日頃から地域の環境衛生向上のために御尽力いただき、誠にありがとうございます。  
下記のとおり、地域におけるリサイクルやごみ減量・環境美化等に関する優良事例功労者を御推薦いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 環境衛生優良事例推薦の流れ



#### 2. 対象者 個人及び団体

#### 3. 推薦の対象と考えられるもの

地域におけるごみ減量やリサイクル・環境美化等に関する優良事例や功労者

例えば ★クリークや道路などの清掃を日常的に行っている。

★花を植えるなど環境美化等の活動を活発に行っている。

#### 4. 締め切り 10月31日（火）まで

#### 5. 選考方法

御推薦いただいた被推薦者（団体）の中から、役員会で表彰対象者を選考します。

※詳細の内容については、環境衛生協議会事務局（環境課 TEL 32-1120）  
にお問合せください。

# 令和5年度生活環境向上優良事例功労者推薦書

令和 5年 月 日

推薦者名 \_\_\_\_\_

被推薦者名(団体名)	
被推薦者(団体)住所	
推薦した理由(内容)	

被推薦者(団体)の活動状況などがわかる、写真や資料等があれば添付してください。

# 生活環境向上優良事例表彰実施要領

(目的)

第1条 大木町環境衛生協議会(以下「協議会」と言う。)では、ごみの減量化やリサイクル・環境美化に関し、長年にわたり積極的な実施活動を続け、その成果が顕著である個人や団体を表彰することにより、その努力に報いるとともに、他の模範となるよう広く住民に普及していくことで町の生活環境の向上に資することを目的とする。

(被表彰者等の推薦)

第2条 表彰候補者及び候補団体の推薦は、推薦しようとする者が別に定める推薦調書(様式第1号)に必要事項を記入の上、所定の期日までに協議会の会長に提出するものとする。  
ただし、過去において、この生活環境向上優良事例表彰実施要領又は同一事業において他の団体等により表彰を受けた者は除くものとする。

(被表彰者等の選考及び決定)

第3条 被表彰者の決定は、前条の規定により推薦された者の中から、協議会の役員によって構成した役員会の選考を経て決定するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、協議会の総会等において表彰状及び記念品を贈呈し行うものとする。

(附則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会で定めるものとする。

(施行期日)

第6条 この要領は、平成25年度より施行する。

## 生活環境向上優良事例表彰実施要領に関する内規

生活環境向上優良事例表彰実施要領第5条に基づき内規を定める。

- 1 個人の推薦については、実践活動年数(従事年数)がおおむね3年以上であること。
- 2 団体の推薦については、実践活動年数(従事年数)がおおむね5年以上であること。
- 3 国県町等補助事業による補助金等を受けての活動は対象外とする。
- 4 行政区長については、区長歴4年以上とし、4年目に表彰する。
- 5 大木町環境衛生協議会役員会で特に認める場合は、この限りでない。

附則 この内規は、平成26年 3月13日から施行する。